

犯罪被害者等基本計画案（事務局案）
に対する修文意見（法務省）

[推進体制の前文について]

政府においては、基本方針及び重点課題を基礎としながら、犯罪被害者等からの要望等を踏まえ諸施策を展開していくことが重要であることは言うまでもないが、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるためには、「施策の推進」という視点が重要である。基本法第8条においても、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、省庁間の連携を十分にと増やす必要がある。特に、施策の推進に当たっては、既存の取組を更に充実深化することに加え、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策について検討することが重要であるところ、限られた期間内に集中的に施策の企画立案を行うためには、特別の体制によってこれに取り組むとともに、省庁間において、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

連携協力については、総論として、基本法第7条に定められており、施策の策定・実施に関する犯罪被害者等の意見の反映等については、基本法第23条に規定されているところ、これらについて、具体的な措置を、より明確にしていく必要がある。また、施策の実施の推進及び実施状況の検証・評価・監視は、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務であり、これについても、基本法の要請や犯罪被害者等の要望を踏まえ、適切に行っていく必要がある。

（理由）

修文意見のとおり

推進体制に係る内閣府意見に対する再修文意見（法務省）

（内閣府修文案）

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策を検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、関係府省庁は、そのための体制を確保し、着実に取組を進めていく必要がある。

（修文案その１）

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策を検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、~~関係府省庁は、そのための~~必要な体制を整備確保し、関係府省庁において、着実に取組を進めていく必要がある。

（修文案その２）

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策について、関係府省庁がを検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、~~関係府省庁は、そのための~~必要な体制を整備確保し、着実に取組を進めていく必要がある。

【理由】

現在検討されている犯罪被害者等のための施策については、今まで適切な対応がなされていなかった犯罪被害者等に対し、その視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた取組を行うものであるところ、そのために必要な体制は、関係府省庁における確保のみならず、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間団体等の連携の下に、政府全体において取り組むべきとの観点から重点的に整備する必要があるので、その趣旨を明確にするもの。